

一般社団法人日本ネトラバスティ協会 認定講師申込書

当社は、一般社団法人日本ネトラバスティ協会の趣意、目的に賛同し指定提出書類を添えて入会を申し込みます。入会後は、当協会が定める下記の倫理規定、及び別紙記載のサービス基準を遵守します。万一これに違反する場合は当協会の行う処置に従います。

《認定講師提出書類》 ・ 入会申込書・サロン案内・講習先（研修機関がある場合）

入会申込日 平成 年 月 日

連絡先

E-MAIL

FAX

担当者氏名

【入会書類送付先】 住所 〒650-0001 兵庫県神戸市中央区加納町 3-1-25 601号  
「一般社団法人 日本ネトラバスティ協会」宛

一般社団法人 日本ネトラバスティ協会 倫理規定 / 2016年5月25日制定 2024年1月12日改正

第一条 会員は、別に定める定款に則り誠実に活動しなければならない。

第二条 会員は、不当な報酬を求めてはならない。

第三条 会員は、本入会申込書裏面に記載する当協会が定めたサービス基準に則ってサービスを提供しなければならない。

第四条 会員は、消費者の利益を最大限に実現しなければならない。

第五条 会員は、当協会の運営にあたり、最大限の協力を惜しまない。

第六条 会員は、当協会の運営において知り得た情報については秘密を守らなければならない。

第七条 会員は、定款に定めるリラクゼーションの定義に則ったサービスを行うこととし、広告やオペレーションにおいてもマッサージなど治療行為と思わせる表現をしてはならない。

第八条 会員は、協会が定めた講師認定サロンより物販の購入をしなければならない。

第九条 会員は、当協会が定める講習に参加する場合、別途費用を支払わなければならない。

第十条 会員は、本規定、定款、サービス基準に則り、当協会の発展及び他の会員との協調に努め、業界の発展に貢献しなければならない。

私はこの倫理規定を理解し、誠実に事業活動及び会員活動をいたします。

会社名

代表者名 印

協会確認欄

一般社団法人 日本ネトラバスティ協会

理事長 岩土 真居 印